

令和4年**10月1日**申請分より

非線引き都市計画区域で、 開発許可申請が必要となる 開発区域の面積規模を見直します。

改正都市計画法の施行に合わせ、都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規定に基づき、非線引き都市計画区域において開発許可申請が必要となる開発区域の面積規模を**1,000㎡以上**とし、令和4年10月1日申請分より施行します。

1. 趣旨

「法改正による開発許可制度の見直しについて（技術的助言）」において、「市街化区域や非線引き都市計画区域の浸水ハザードエリア等についても、災害リスクの軽減を図ること。」とされたことから、非線引き都市計画区域で開発許可申請が必要となる開発区域の面積規模を、**現行の3,000㎡以上から条例で1,000㎡以上とし、排水施設の整備等について協議を行い、法第79条に基づく許可条件として安全上・避難上の対策の実施**を求めるようになります。

2. 経過措置

開発区域の面積規模が1,000㎡以上3,000㎡未満のもので、次のいずれかに該当し、かつ、新たに開発許可が必要となる区画形質の変更を行わない場合は、開発許可申請は必要ありません。

- (1) 久留米市開発行為に関する指導要綱第6条の規定による覚書を交わしている場合
- (2) 開発行為に係る遵守事項等について市長と協議が整ったとして、市と書面を交わしている場合

【問い合わせ先】

久留米市役所13階 都市建設部建築指導課（開発チーム）

電話（0942）30-9343 FAX（0942）30-9743